

2018年（平成30年）2月19日

株式会社 アイソルート
代表取締役 野田 雄彦 様

適格消費者団体・特定適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者機構日本
専務理事 磯辺 浩一

問合せ

当機構の「申入れ・要請・問合せ」（2017年12月11日付）に対し、2018年1月30日付の回答書と改定後の申込規定を受領いたしました。申込規定につきまして速やかに是正いただきまして、ありがとうございました。

貴社からご提出いただいた回答内容につきまして、当機構内で協議したところ、あらためて問合せが必要な事項がでてきました。つきましては、下記事項につき問合せしますので、ご回答ください。

1. 問合せ事項第3に対する回答について

- (1) 貴社からの回答は、年14.6%とは別に300円を徴収した事実はないとのことでした。つまり、旧申込規定13条(2)の定めにかかわらず、運用として返済遅延手数料は徴収していなかったということでしょうか。ご教示ください。
- (2) 「14.6%が300円を超えた場合には300円を上限にお支払いいただいている」と回答されていますが、この表記だと多くのケースで、遅延損害金は300円になると想定されますが、その認識で間違いはありませんか。

2. 問合せ事項第6に対する回答について

返金保証制度について、当機構からの問合せでは、条件を満たせば、受講料全額返金しているのかと質問していますが、貴社は「全て返金しています」と回答されました。この「全て返金」というのは、条件を満たす全てのケースについて受講料全額を返金しているという意味でよろしいでしょうか。念のために確認させていただきます。

<本件に関する問合せ>

消費者機構日本

事務局

石塚英司

専務理事

磯辺浩一

〒102-0085 東京都千代田区六番町15 主婦会館プラザエフ6階

TEL 03-5212-3066

FAX 03-5216-6077